

# 定時定点引取りの 見直しについて

健康福祉局食品生活衛生課

# 犬猫の引取り規定

## 動物愛護管理法(第三十五条)

- 都道府県等は、犬又は猫の引取りをその所有者から求められたときは、これを引き取らなければならない。
- 所有者の判明しない犬又は猫の引取りをその拾得者その他の者から求められた場合に準用
- 都道府県知事等は、犬又は猫を引き取るべき場所を指定することができる。

## 環境省告示

- 引取る場所の指定に当たっては住民の便宜を考慮すること

## 定時定点方式による引取り

- 昭和55年度，動物愛護センターを設置し，県内13保健所で行っていた業務を集約した。
- センターから遠い市町や県民に不利益とならないよう，市町村と協議し設けた制度である。

# 定時定点方式による引取りの現状

# 定時定点の見直しの経過

年 度	昭和55年度	平成5年度	平成17年度	平成23年度
設置か所数	230か所	199か所	97か所	24か所

※ 平成23年7月から所有者からの犬猫の引取り有料化に合わせて大幅に削減

# 犬・猫の定点引取り日程(H26.4.1現在)

西部ブロック(11定点)	東部ブロック(5定点)
竹原市(第1・3木曜日) 14:10 竹原市役所	三原市(第2・4木曜日) 13:30 東部建設事務所三原支所
大竹市(第1・3火曜日) 9:00 大竹市役所	尾道市(第1・3水曜日) 9:30 旧土地改良区堆肥所 11:20 瀬戸田町公民館 (第2・4木曜日)
東広島市(第2・4水曜日) 13:40 西部東保健所	11:10 尾道市公会堂前
廿日市市(第1・3火曜日) 10:30 廿日市市役所	府中市(第2・4木曜日) 9:30 シルバー人材センター
江田島市(第1・3木曜日) 9:50 江田島市役所	北部ブロック(7定点)
府中町(第1・3火曜日) 13:50 府中町役場	三次市(第1・3火曜日) 10:30 三次市役所 11:40 三次市役所三良坂支所
海田町(第2・4水曜日) 9:00 保健センター	庄原市(第2・4水曜日) 9:00 庄原市役所 10:40 庄原市役所東城支所
熊野町(第2・4水曜日) 11:10 熊野町民会館	安芸高田市(第1・3火曜日) 9:00 安芸高田市役所
坂町(第2・4水曜日) 10:00 坂町役場	世羅町(第1・3火曜日) 14:00 甲山農村環境改善センター裏
安芸太田町(第2・4木曜日) 9:30 安芸太田町加計支所	神石高原町(第2・4水曜日) 13:10 神石高原町役場
北広島町(第2・4木曜日) 11:30 北広島町役場	

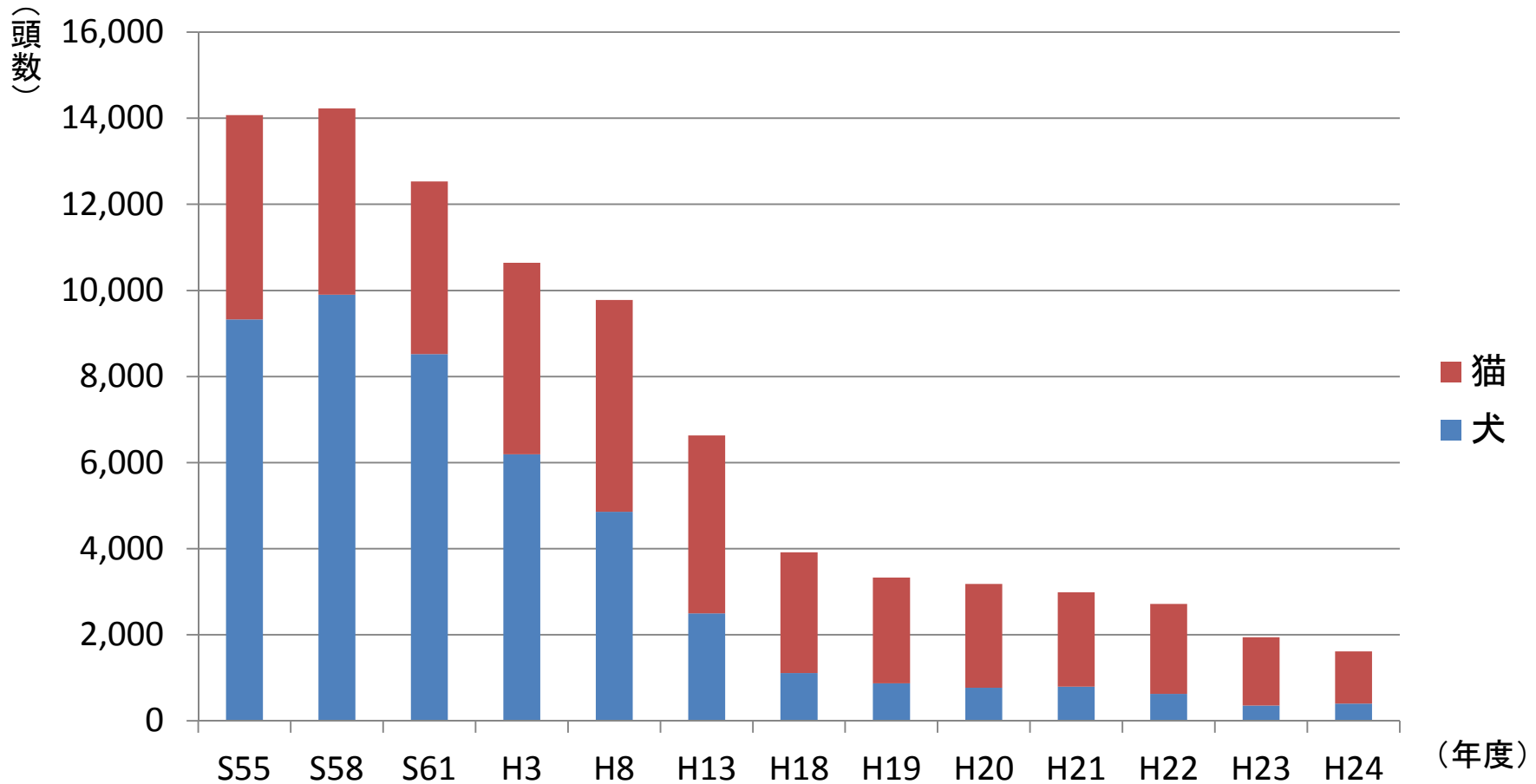
島しょ部センター対応定点

大崎上島町(第2火曜日)

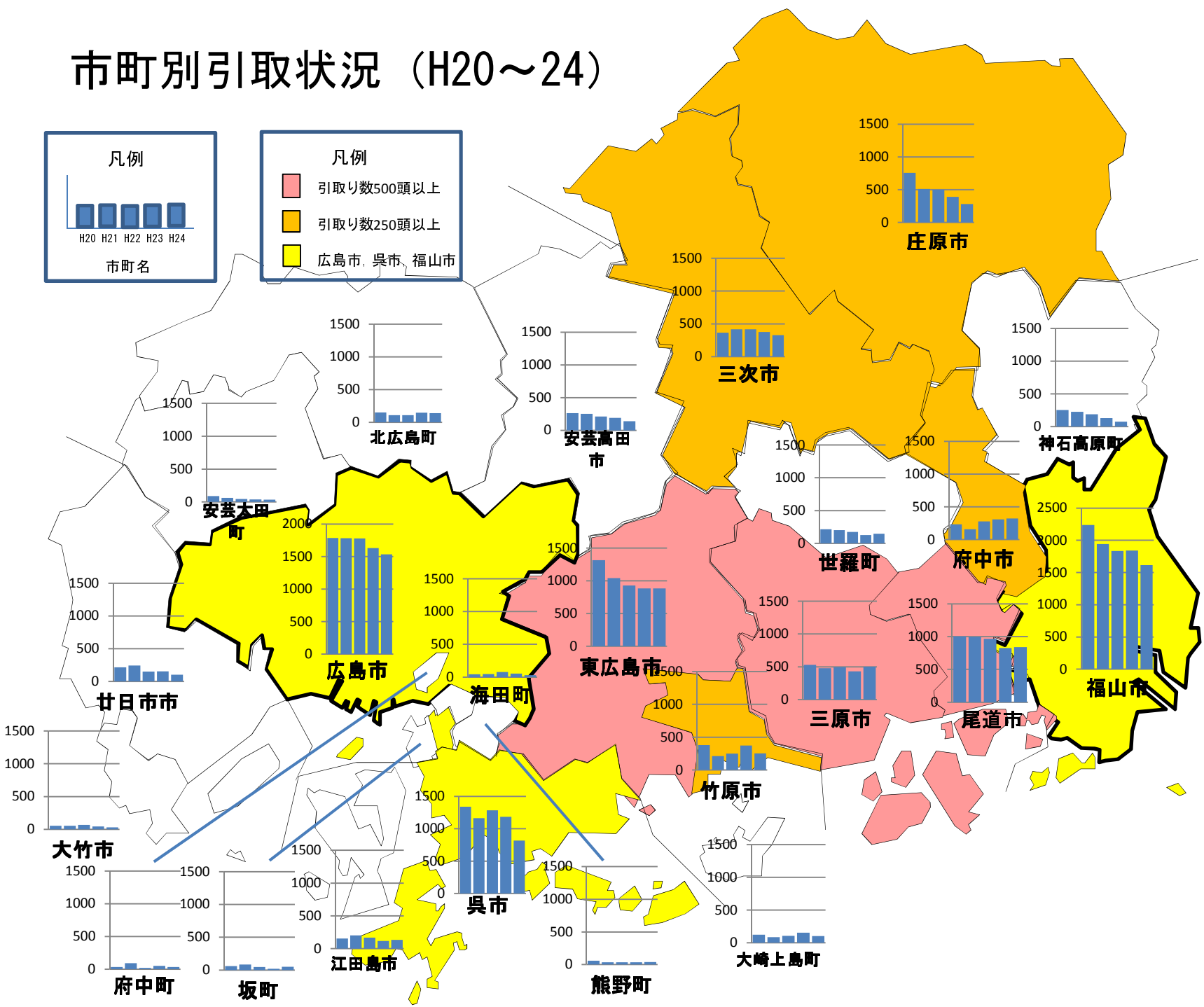
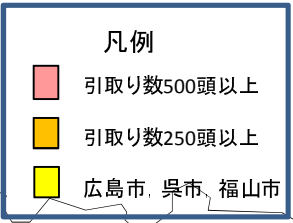
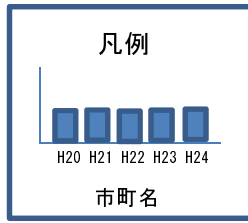
10:20 大崎上島町役場大崎支所倉庫前

# 定時定点方式による引取り数の状況

	S55	S58	S61	H3	H8	H13	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
犬	9,326	9,901	8,517	6,194	4,855	2,497	1,109	872	772	795	627	358	404
猫	4,743	4,325	4,013	4,450	4,924	4,131	2,810	2,457	2,410	2,194	2,087	1,583	1,213
合計	14,069	14,226	12,530	10,644	9,779	6,628	3,919	3,329	3,182	2,989	2,714	1,941	1,617

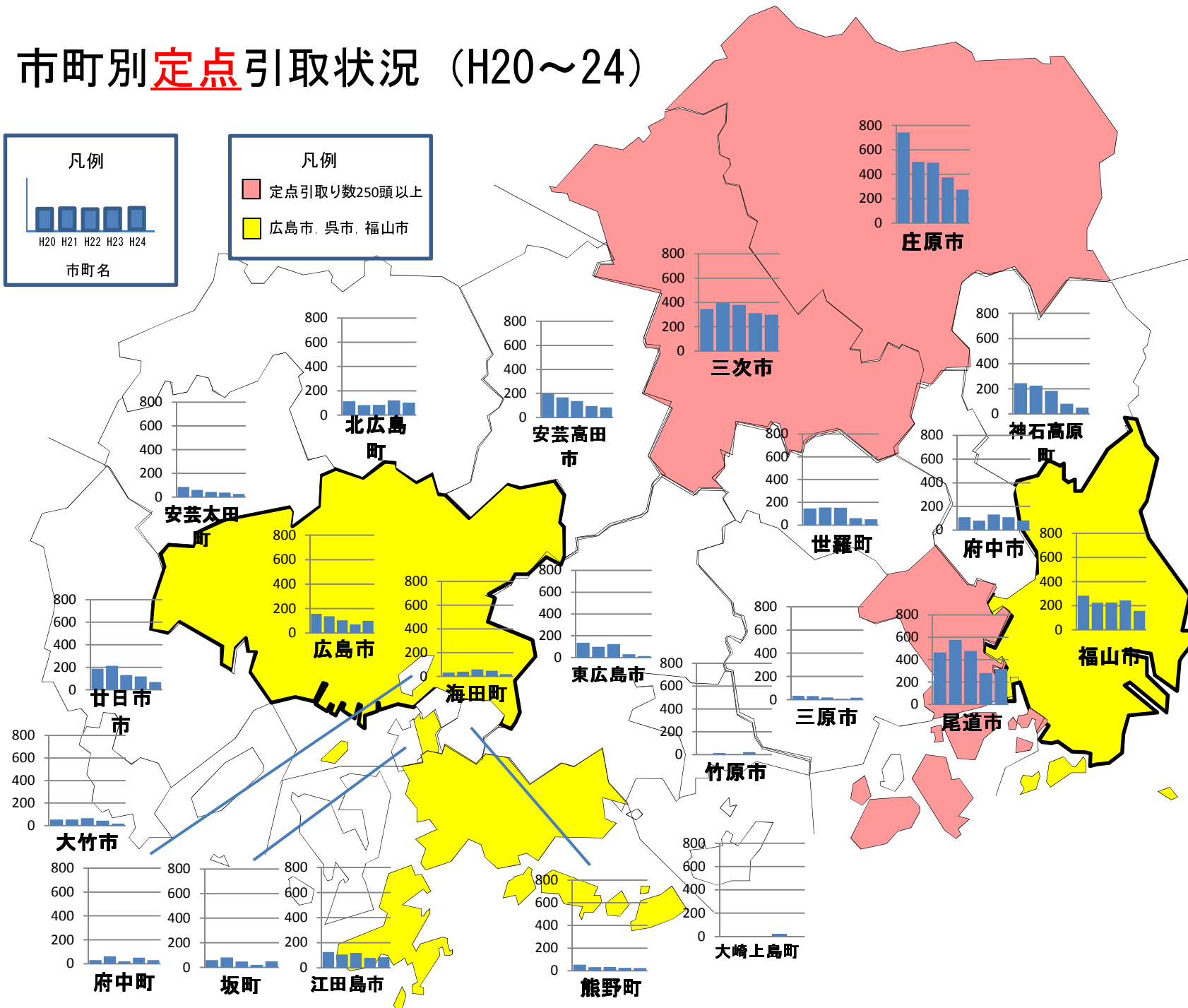
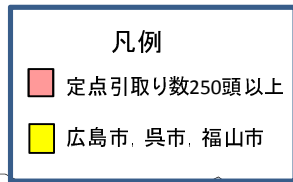
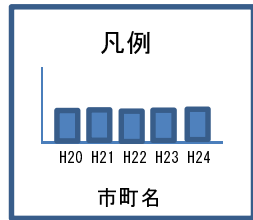


# 市町別引取状況 (H20~24)

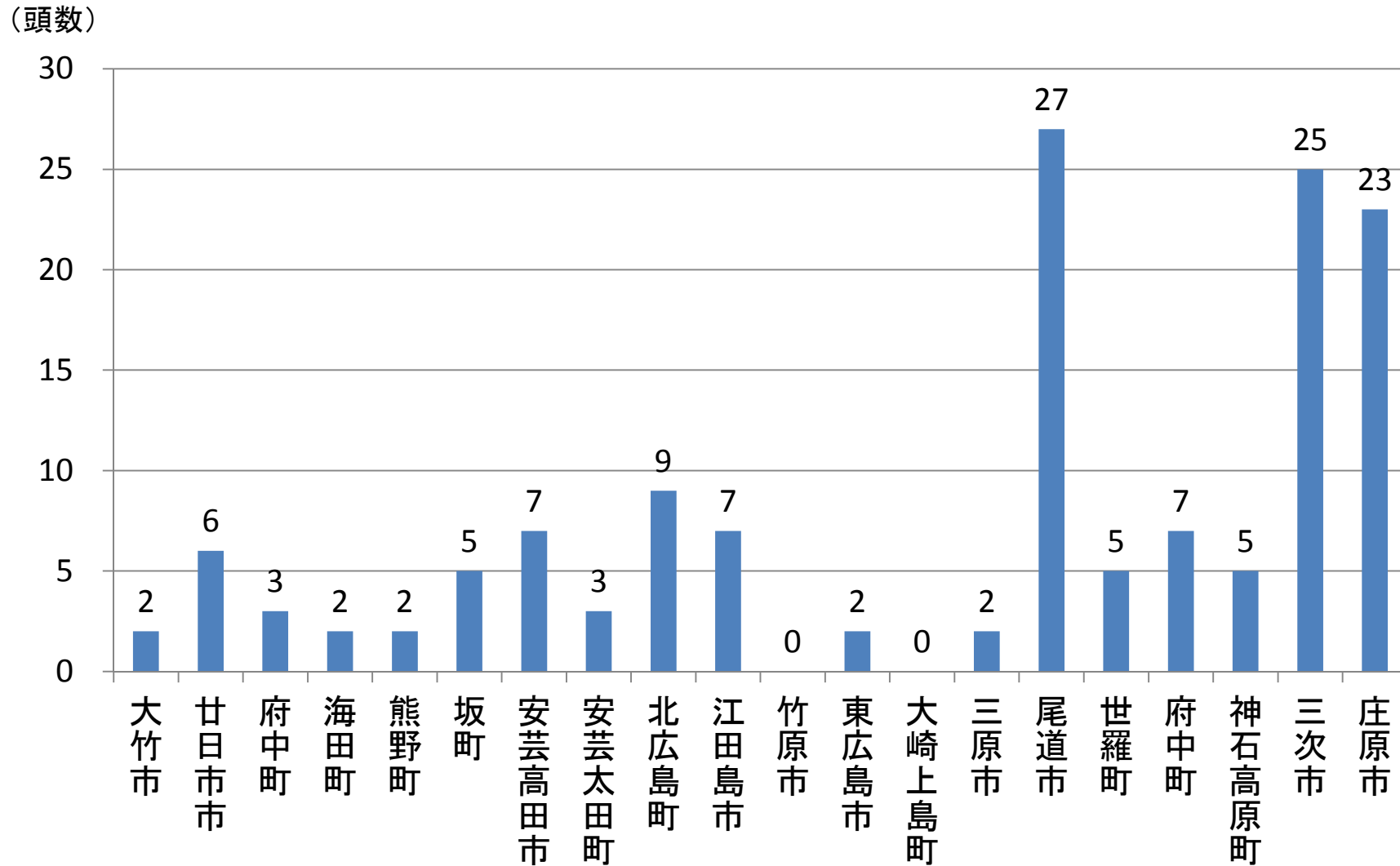




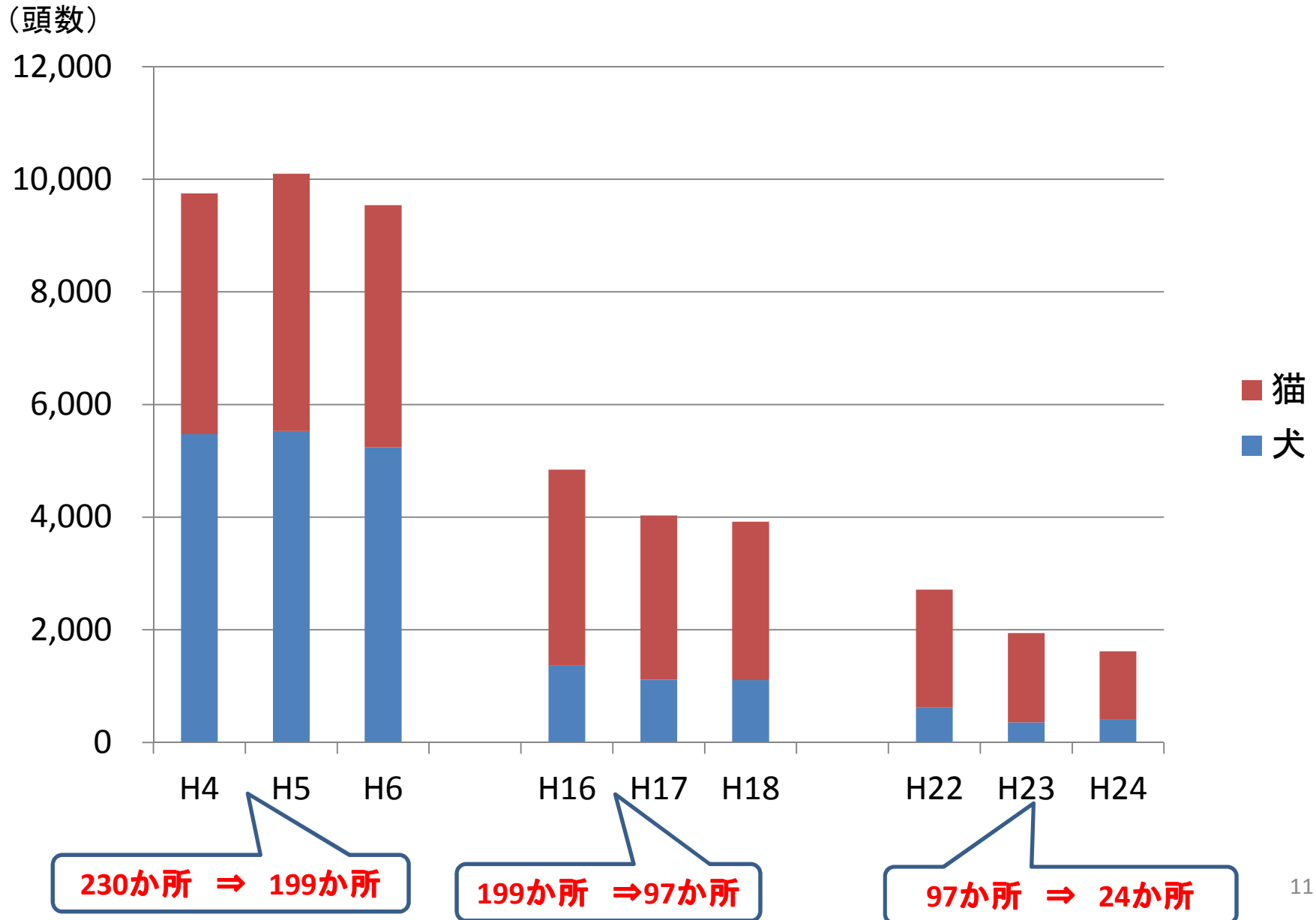
# 市町別定点引取状況 (H20~24)



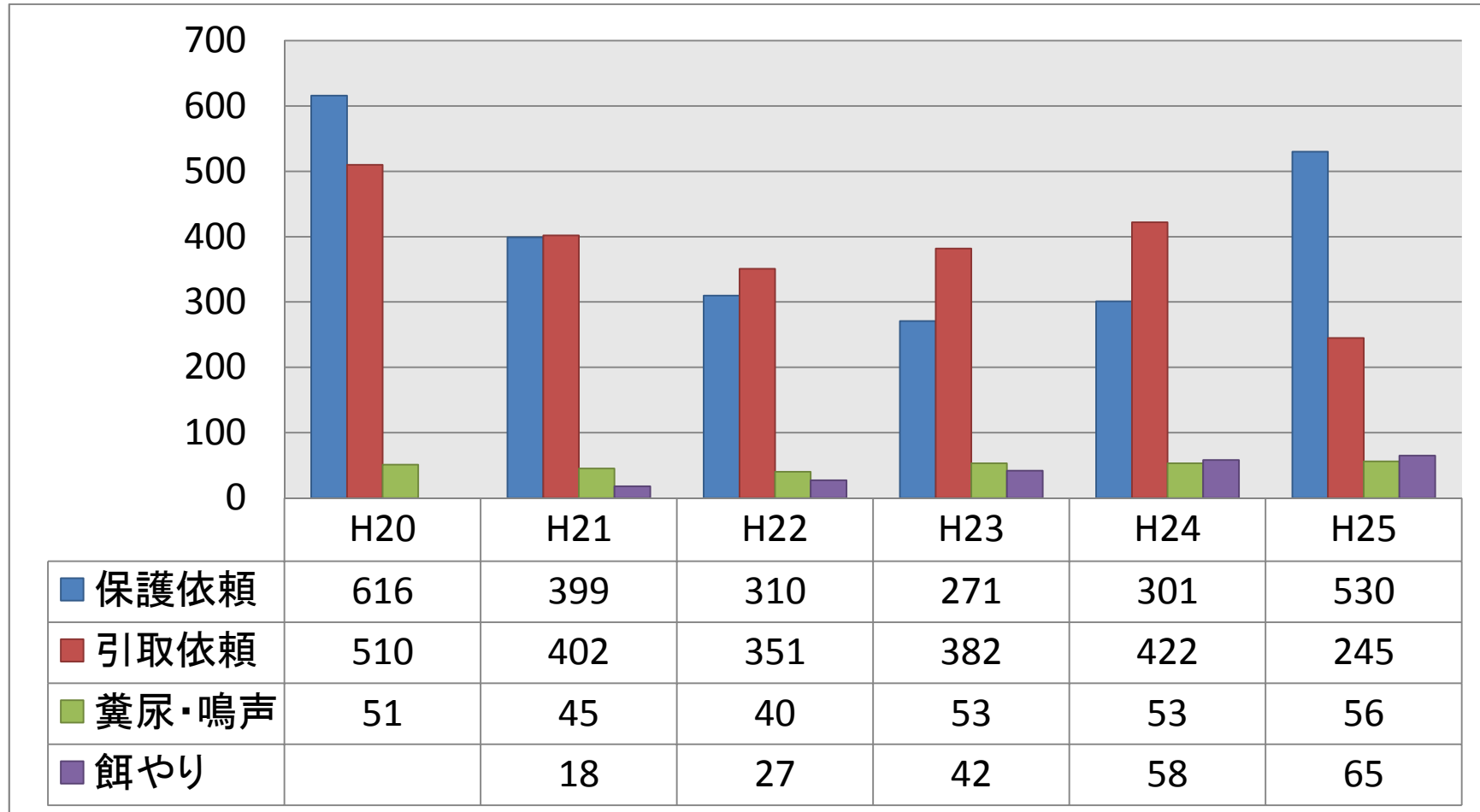
# 1か月あたりの定点での引取り数(平成24年度)



# 定時定点の見直し後の引取り状況



# 苦情の受付状況



\* 保護:「狂犬病予防法」に基づく野犬の捕獲業務

\* 引取り:「動物愛護管理法」に基づく飼い主のいる飼えなくなった犬猫及び所有者不明の犬猫の引取り業務

# 他自治体の引取り場所の状況

# 県内各動物愛護センターの引取り場所

施設名	引取場所
広島県動物愛護センター	センター 定点24か所(※)
広島市動物管理センター	センター 定点なし(平成25年度から0(4か所→廃止))
呉市動物愛護センター	センター 保健所1, 支所17(※) 定点なし
福山市動物愛護センター	センター 定点9か所(平成26年度から9(16→9))(※)

※ H25.9飼い主からの引取りは事前連絡制としている。

# 全国都道府県の引取場所(環境省事務提要より)

平成25年4月1日現在

都道府県	引取場所数	動物愛護センター	保健所	市町	その他	定時定点
1北海道	40		40			
2青森県	6	6				
3岩手県	14		11			3
4宮城県	9		9			
5秋田県	8	1	7			
6山形県	6	4	2			
7福島県	6		6			
8茨城県	1	1				
9栃木県	2	2				
10群馬県	10		10			
11埼玉県	14	1	13			
12千葉県	18	2	16			
13東京都	4	2		2		
14神奈川県	11	1	9	1		
15新潟県	15	3	12			
16富山県	9	1	8			
17石川県	9	1	8			
18福井県	7		7			
19山梨県	5	1	4			
20長野県	10		10			
21岐阜県	11		11			
22静岡県	33					33
23愛知県	4	4				
24三重県	10		10			

中核市 政令市	引取場所数	動物愛護センター	保健所	市町	その他	定時定点
25滋賀県	25	1	6	18		
26京都府	20		7	13		
27大阪府	5	1			4	
28兵庫県	29	5				24
29奈良県	5	1	4			
30和歌山県	9	1	8			
31鳥取県	3		3			
32島根県	7		7			
33岡山県	10	1	9			
34広島県	44	2	1	17		24
35山口県	26		8	18		
36徳島県	5	1	4			
37香川県	4		4			
38愛媛県	51			51		
39高知県	44	2	5	37		
40福岡県	13	1	12			
41佐賀県	5		5			
42長崎県	20	2	9	9		
43熊本県	10		10			
44大分県	13					13
45宮崎県	11		8			3
46鹿児島県	16	3	13			
47沖縄県	3	1	2			
県計	640					
県平均	13.6					

# 全国政令市・中核市の引取場所(環境省事務提要より)

平成25年4月1日現在

都道府県	引取場所数	動物愛護センター	保健所	市町	その他	定時定点
1 札幌市	13	2	1		10	
2 仙台市	1	1				
3 さいたま市	1	1				
4 千葉市	1	1				
5 横浜市	18		18			
6 川崎市	8	1	7			
7 相模原市	2		2			
8 新潟市	9		1		8	
9 静岡市	2	2				
10 浜松市	7		7			
11 名古屋市	1	1				
12 京都市	11	1	10			
13 大阪市	25	1	24			
14 堺市	7	1	6			
15 神戸市	12	1			11	
16 岡山市	1		1			
17 広島市	1	1				
18 北九州市	1	1				
19 福岡市	1	1				
20 熊本市	1	1				
21 旭川市	2		2			
22 函館市	2		2			
23 青森市	1	1				
24 盛岡市	1		1			
25 秋田市	1		1			
26 郡山市	1		1			
27 いわき市	1		1			
28 宇都宮市	1		1			
29 前橋市	1		1			
30 高崎市	1	1				
31 川越市	1		1			
32 船橋市	1	1				

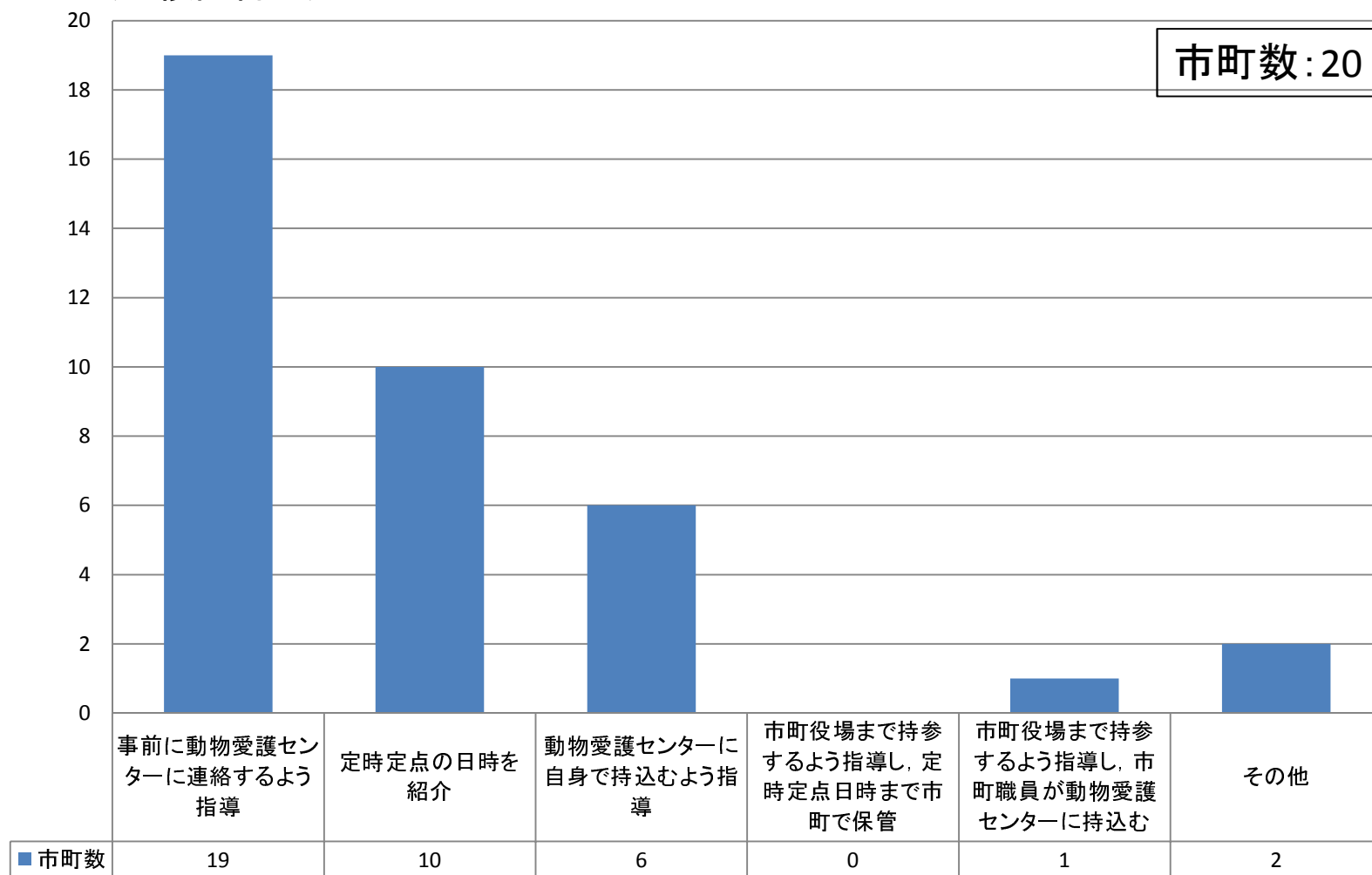
中核市 政令市	引取場所数	動物愛護センター	保健所	市町	その他	定時定点
33 柏市	1		1			
34 横須賀市	2	1	1			
35 富山市	1		1			
36 金沢市	4	1	3			
37 長野市	1		1			
38 岐阜市	1	1				
39 豊橋市	1		1			
40 豊田市	2		2			
41 岡崎市	1	1				
42 大津市	1	1				
43 高槻市	1		1			
44 豊中市	1		1			
45 東大阪市	1	1				
46 姫路市	1	1				
47 西宮市	1	1				
48 尼崎市	1	1				
49 奈良市	3		1		2	
50 和歌山市	2	1	1			
51 倉敷市	1		1			
52 福山市	17	1				16
53 下関市	6	1	1		4	
54 高松市	1				1	
55 松山市	23		1		22	
56 高知市	2	1	1			
57 久留米市	1	1				
58 長崎市	24	1			23	
59 大分市	6	1			5	
60 宮崎市	5		1		4	
61 鹿児島市	1	1				
62 那覇市	1			1		
市計	251					
市平均	4.1					



# 定時定点方式による引取りに係る 市町アンケートの結果 (平成26年5月8日現在)

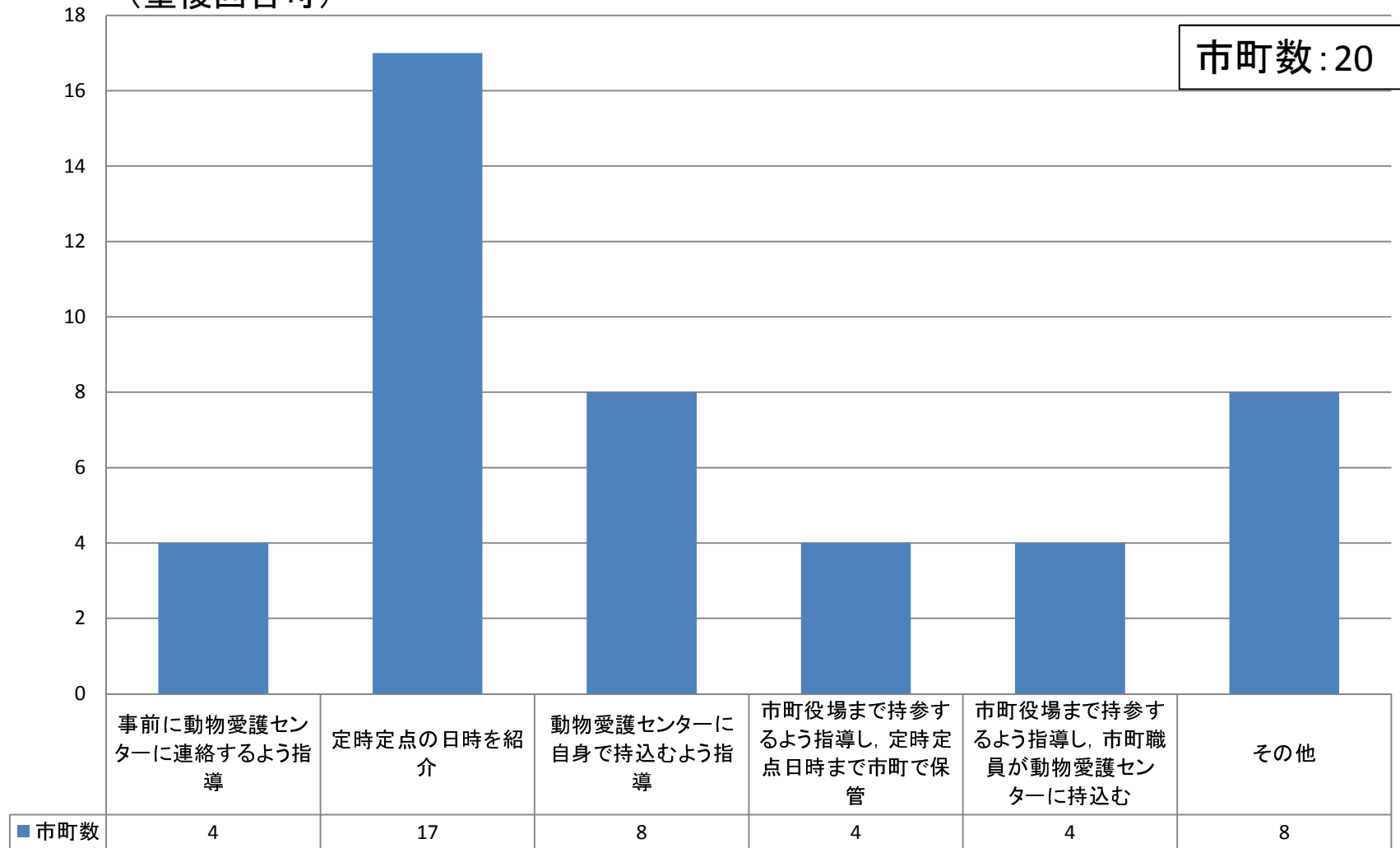
Q1 飼い犬・飼い猫の引取りについて、住民から相談があった場合、貴市町では現在、どのように対応していますか。

(重複回答可)

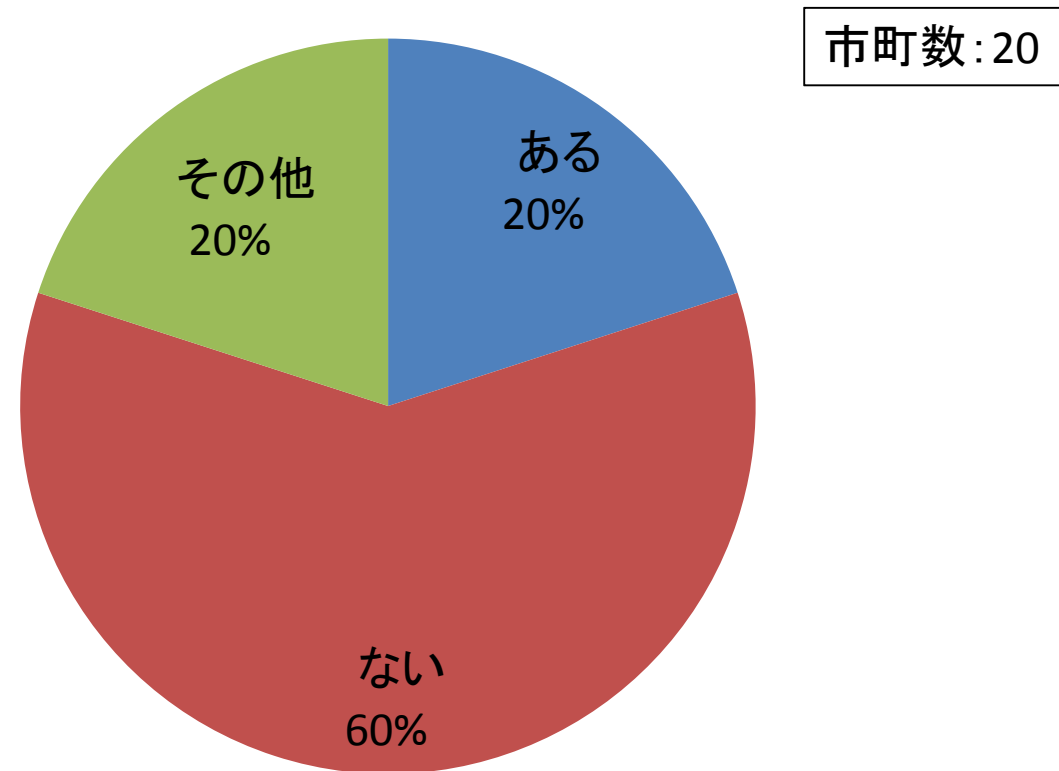


Q2 飼主不明の犬猫の引取りについて、住民から相談があった場合、貴市町では現在、どのように対応していますか。

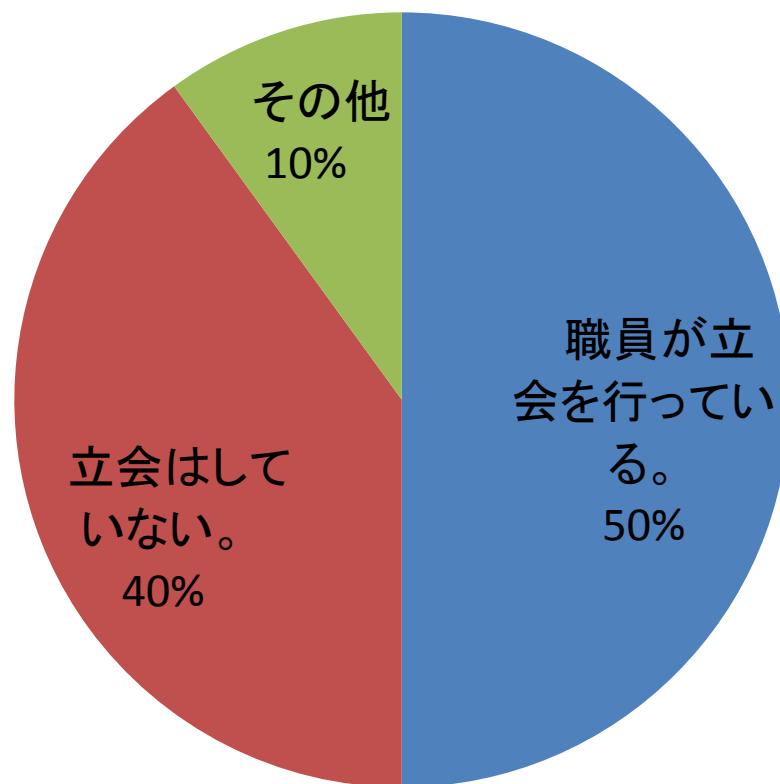
(重複回答可)



Q3 住民から犬猫(飼い主不明を含む)の一時保管を求められた場合、その犬猫を一時保管する場所がありますか。

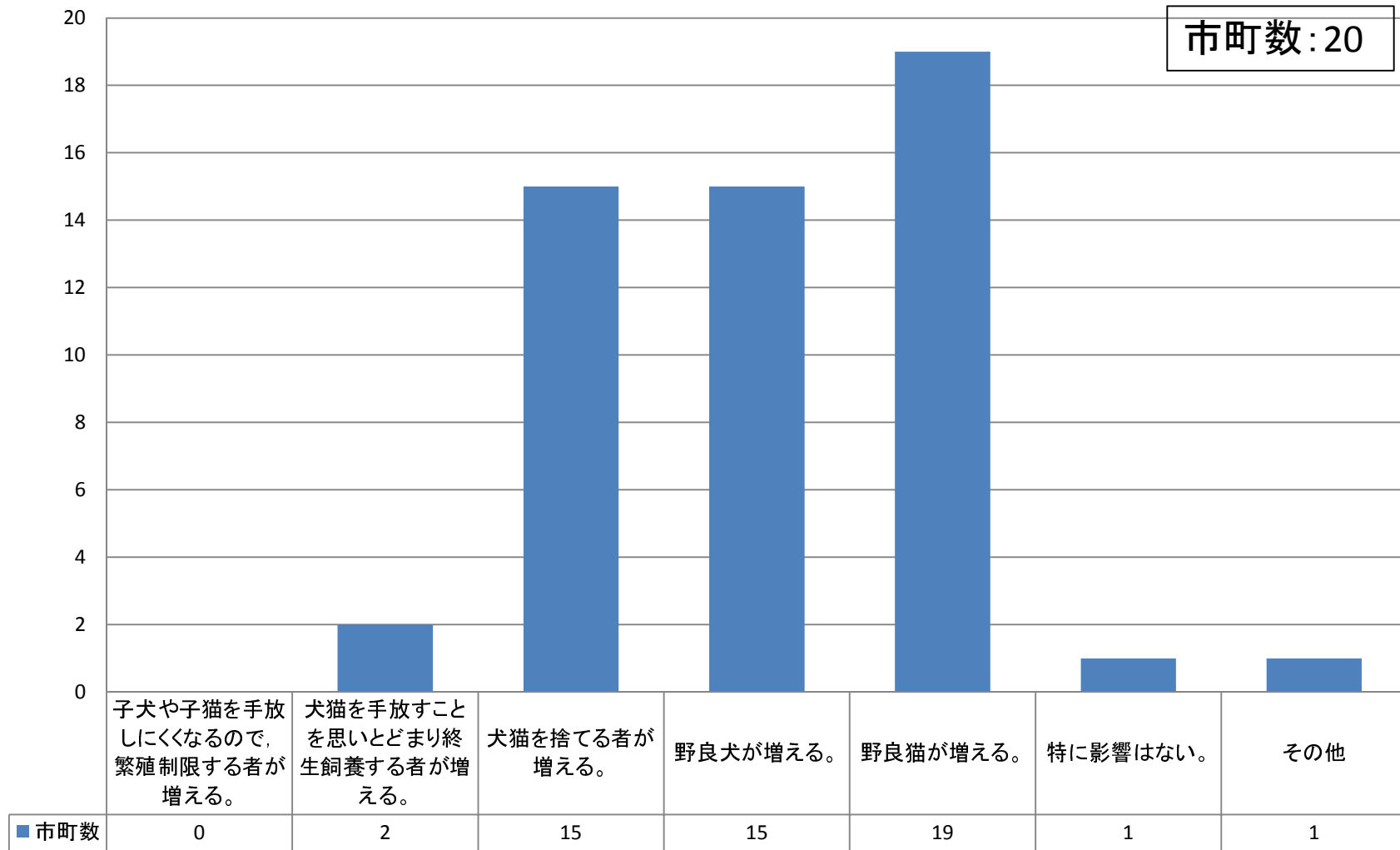


Q4 貴市町定点場所での犬猫の引取りへ立会っていますか。



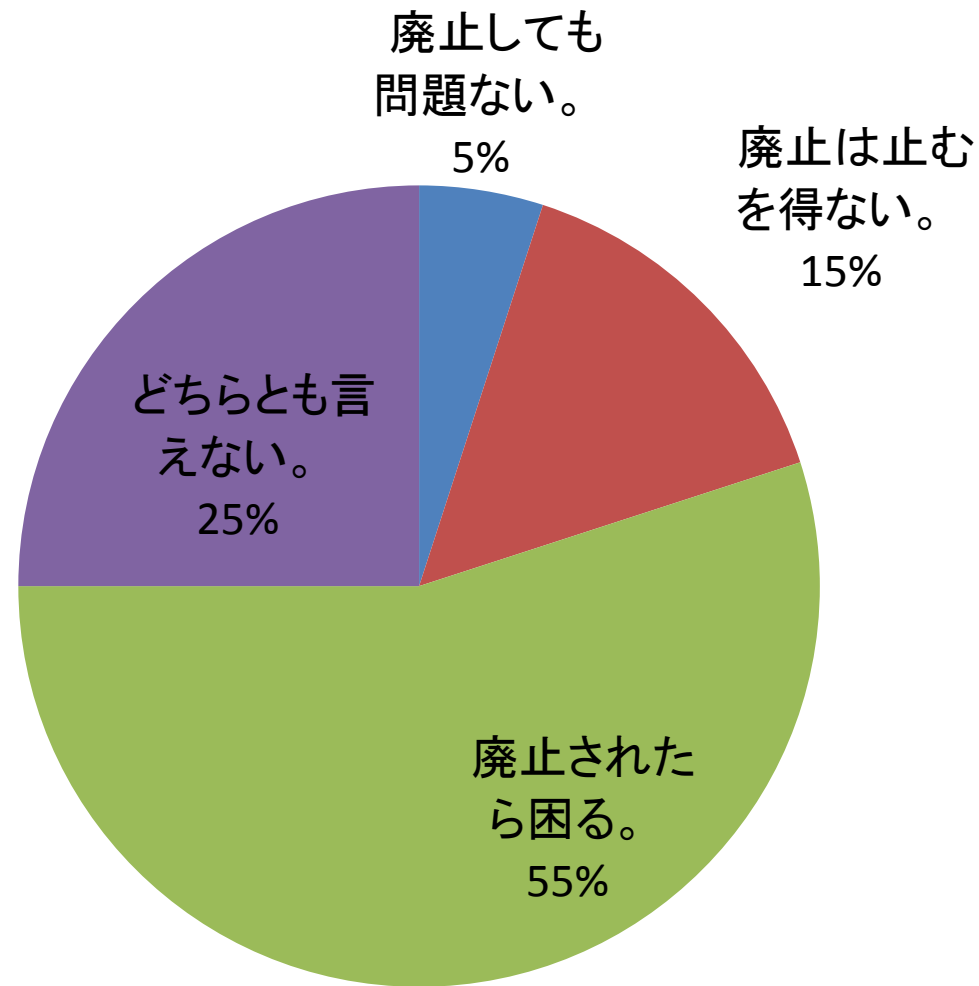
市町数:20

Q5 定時定点方式による犬猫の引取りを廃止した場合, どのような影響がでると思いますか。(重複回答可)



Q6 貴市町定点場所での犬猫の引取りを廃止することについて、どう考えますか。

市町数:20



## 定時定点廃止に肯定的な意見をした理由

- 殺処分数削減に取り組んでいることを考えると廃止はやむを得ない。
- 全国的に定時定点方式の引取りを行っている自治体が少ない。
- 定時定点の利用実績が少ない。



## 定時定点廃止に否定的な意見をした理由

- 動物愛護センターまで遠いため、犬猫を持ち込む市町職員や住民の負担が大きくなる。
- 犬猫の遺棄が増える。
- 野良猫の糞尿等の被害が増える。
- 市町に対して引取り依頼があった場合、飼育施設がなく対応が不可能である。
- 高齢化率が高く自力で持ち込むことができない住民が多い。

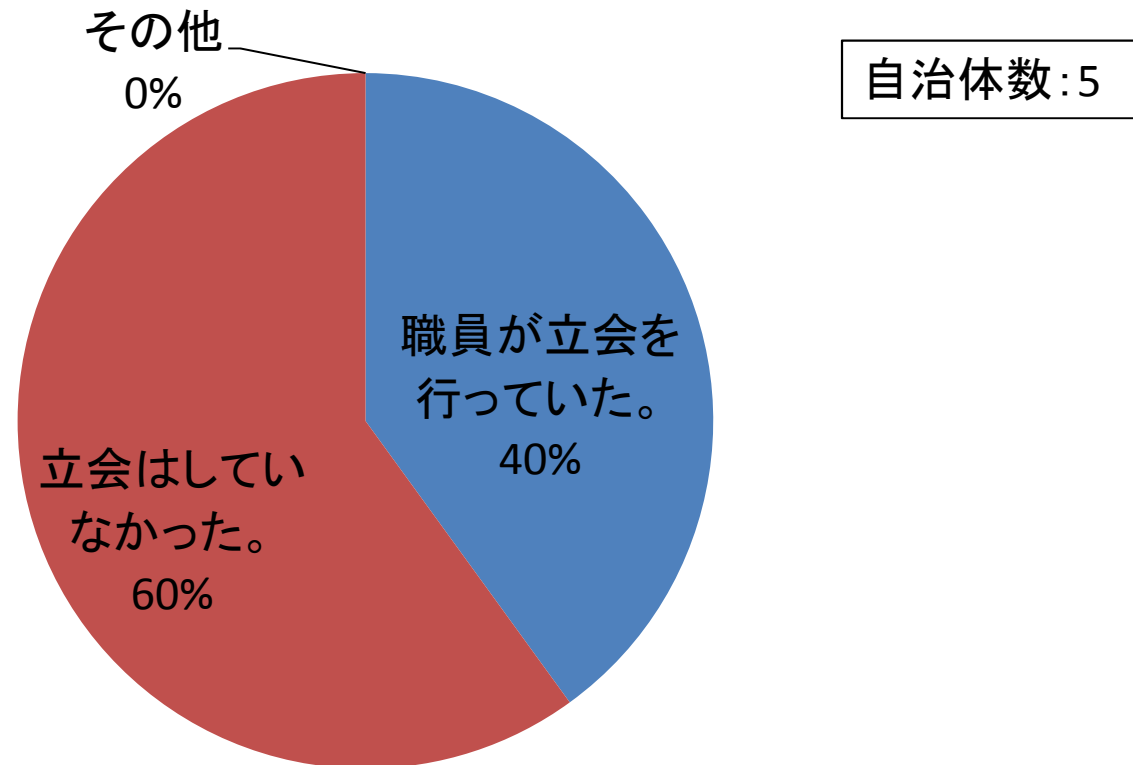
## 定時定点を廃止した場合の代替措置

- 動物愛護センターの保護(捕獲)作業を強化する。
- 各自治体へ大型サークルを無償提供する。
- 地域猫活動など住民に納得いただける方法確立する。
- 飼い猫・野良猫の不妊去勢手術費用を補助する。
- 交通手段を持たない住民に支援する。
- 市町職員が動物愛護センターまで持ち込まなくても良くなるような措置を行う。
- 県西部地域における引取場所を確保する。
- 各市町の取組に対して財政的な支援を行う。

# 他県の状況

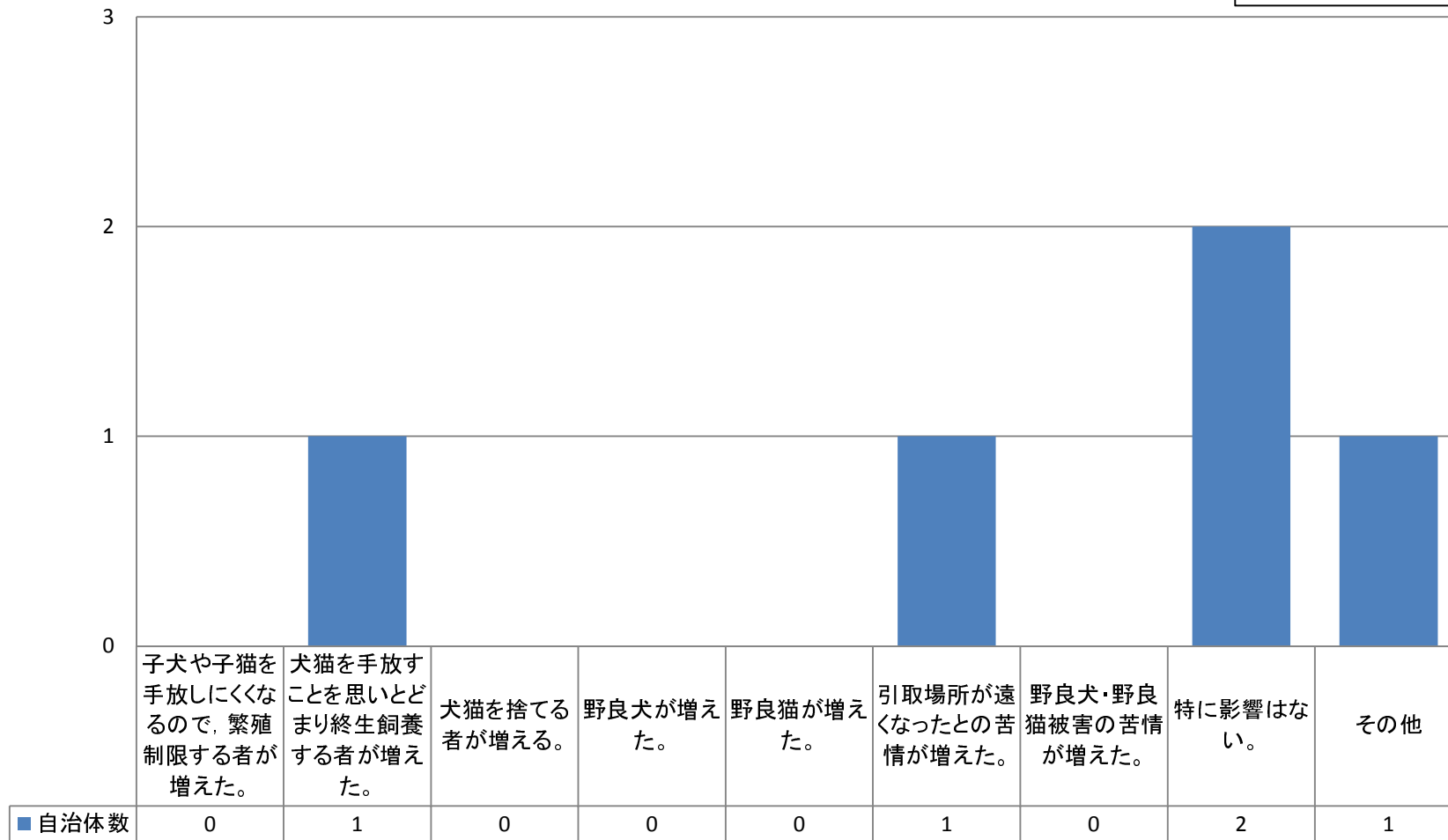
# 引取場所を大幅に削減した自治体アンケート調査結果

引取り場所を大幅削減する以前，引取り場所での犬猫の引取りへの立会を実施していたか。



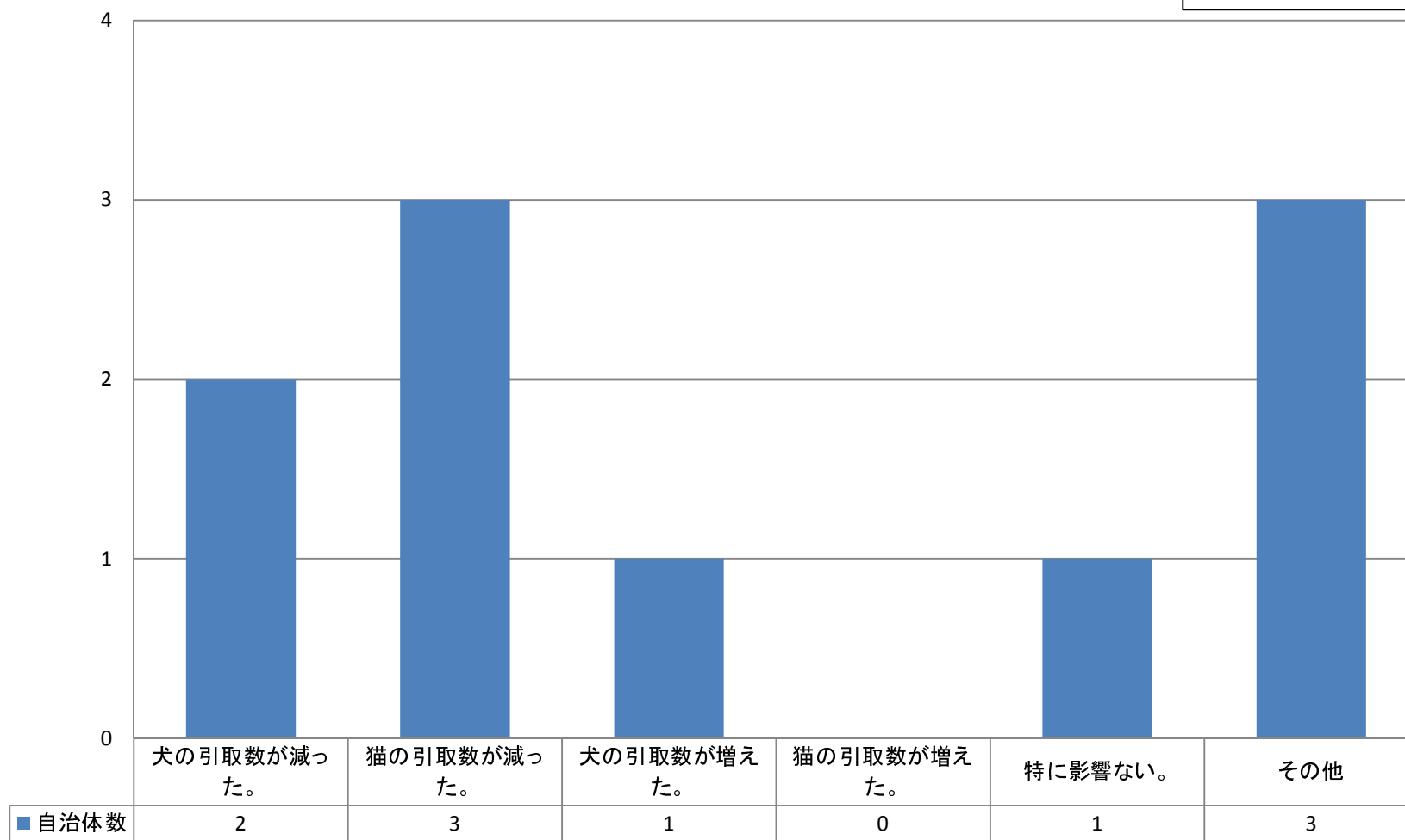
# 犬猫の引取り場所を大幅削減した結果、どのような影響がでましたか。（重複回答可）

自治体数:5



犬猫の引取り場所を大幅削減した結果、犬猫の引取数にどのような影響がでましたか。(重複回答可)

自治体数:5



## 野良犬・野良猫の増加への対策

- 各市町村・各警察署における一時保護動物の収容を民間委託により実施した。
- 県獣医師会，県警本部と連携して，動物の遺棄防止を呼びかけるポスター等の作成を行った。
- モデル地域において，野良猫の不妊去勢手術費用の助成など地域猫活動を支援した。

# 引取場所が遠くなった者への対策

- 市町村に対し、犬猫の引取り依頼の取次を依頼した。
- 地域特性等を考慮しつつ、段階的に引取場所を集約した。
- 飼主の病気等で引取場所への持参が不可能な場合、飼い主宅まで出向いて引取る又は保健所で引取ることとした。
- 引取場所が集約化されることを、HP、広報などで事前に周知した。